

25 特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可制度

●担当課
河川砂防課
計画調査・流域治水担当
(電話048－830－5164)

目的

令和6年3月29日に中川・綾瀬川流域が特定都市河川に指定され、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為）に対して、知事等※1の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられる。

※1 知事等：知事、政令指定都市・中核市の長、県から権限移譲を受けた市町の長

制度概要

対象区域

中川・綾瀬川流域（図1）

詳細な対象区域については、国土交通省ホームページから確認できます。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/project/tokuteitoshikasen/index.html>)

許可が必要となる行為

- 1 「宅地等以外の土地※2」を宅地等※3にするために行う土地の形質の変更
- 2 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆う行為）
- 3 ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）を新設し、又は増設する行為
- 4 ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く）

※2 宅地等以外の土地：山地、林地、耕地、原野等

※3 宅地等：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場、太陽光発電施設の用に供するための土地

●申請・届出窓口

埼玉県 県土整備部 河川砂防課及び、政令市、中核市、県から権限移譲を受けた市町担当課
なお、詳細は埼玉県ホームページから確認できます。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>)

●事業主体

雨水浸透阻害行為をしようとする者

●根拠法令等

特定都市河川浸水被害対策法

●創設年度

平成15年度（平成15年6月11日施行）

●制度の留意点

雨水浸透阻害行為の許可制度の詳しい内容については、申請ガイド、審査マニュアルをご覧ください。

申請ガイド、審査マニュアル、申請・届出等の様式は河川砂防課ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>)

■特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく雨水浸透阻害行為制限に係る審査手続きフロー

法第30条の規定は令和7年7月1日から適用※1されます。詳細は事前相談窓口※2へご確認をお願いします。

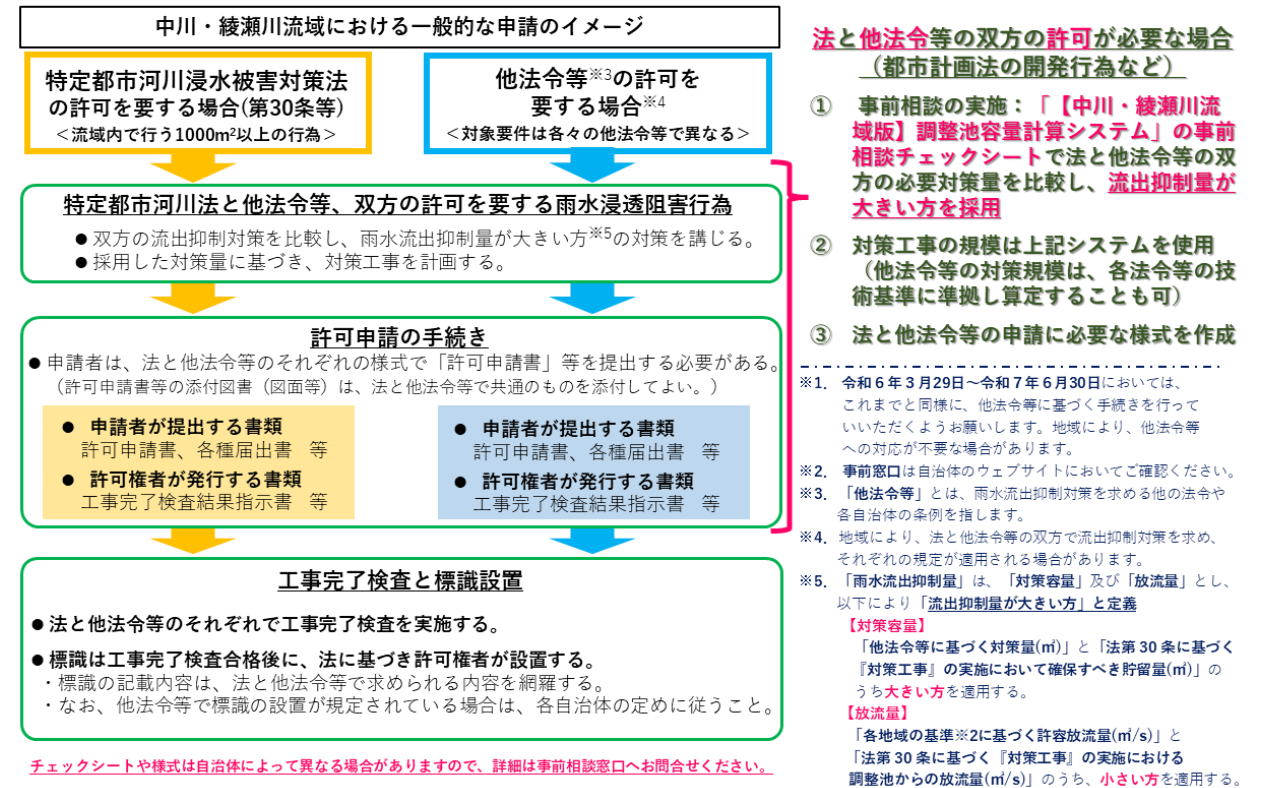


図1 対象区域(中川・綾瀬川流域)